

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 きのこ会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市新地町1番5号
- (3) 設立認可年月日 平成21年9月8日
- (4) 設立登記年月日 平成21年9月17日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	松元クリニック	4210166981	長崎県長崎市新地町1 番5号	一般病床 0 床 療養病床 0 床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年8月18日 令和5年度決算の決定

令和 6年6月30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式3-3

法人名 医療法人 きのこ会
所在地 長崎市新地町1番5号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和6年6月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	56,712	I 流動負債	2,111
II 固定資産	4,894	II 固定負債	0
1 有形固定資産	2,342	負債合計	2,111
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	2,552	科目	金額
		I 資本剰余金	
		II 利益剰余金	44,195
		1 代替基金	
		2 その他利益剰余金	
		III 評価・換算差額等	
		IV 基金	15,300
		純資産合計	59,495
資 産 合 計	61,606	負債・純資産合計	61,606

様式4-2

法人名 医療法人 きのこ会
所在地 長崎市新地町1番5号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

(単位:千円)

科 目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益		54,678	
2 事業費用		54,513	
本来業務事業利益		165	
B 附帯業務事業収益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益		0	
事業利益			165
II 事業外収益			667
III 事業外費用			0
経常利益			832
IV 特別利益			0
V 特別損失			0
税引前当期純利益			832
法人税等			232
当期純利益			600

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

法人名 医療法人 きのこ会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市新地町1番5号

財 産 目 録
(令和6年6月30日現在)

1. 資	産	額	61,606 千円
2. 負	債	額	2,111 千円
3. 純	資 産	額	59,495 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	56,712
B 固定資産	4,894
C 資産合計 (A+B)	61,606
D 負債合計	2,111
E 純資産 (C-D)	59,495

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致とすること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 きのこ会

理事長 松元 定次 殿

私は、医療法人 きのこ会の令和5会計年度(令和5年7月1日から令和6年6月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄付行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和6年8月26日

医療法人 きのこ会

監事 原田 艶子

